



U.S. Chamber of Commerce
International Affairs

U.S.-Japan
Business Council



JUBC
Japan-U.S.
Business Council

Financial Services



日米経済協議会および米日経済協議会（以下「両協議会」）の金融サービス分科会は、「健全な金融システムの維持」、「持続可能な社会の実現」、「金融における国際連携の推進」、「デジタル金融イノベーションの促進」、「明るい未来社会の確保」の5つの分野における共同行動計画を承認した。

1. 健全な金融システムの維持

公平な競争環境

両協議会は、既存事業者と新規参入者の双方による金融商品・サービスのイノベーションと健全な導入を歓迎している。同時に、伝統的な金融商品と新たな金融商品の間、伝統的な金融機関と新たなテクノロジー企業との境界はますます曖昧となっている。我々は、金融規制当局に対して、テクノロジーが急速に進化するなか、その影響を注意深く把握するよう要請する。公平な競争環境の原則の下、金融における競争とイノベーションを促進するためには、政府・当局が、導入する規制や基準の適切性を判断する際に、金融商品が消費者や金融システムに与える潜在的な影響を評価することが重要である。

規制の一貫性

各国政府は、戦略、環境、技術の側面から、国際的なベストプラクティスが確立される前に行動するよう動機付けられており、それによって規制の分断が進展している。こうした状況においては、日米両国政府が、金融規制の一貫性の確保に向けて、グローバルな整合性と地域における妥当性との適度なバランスを保ち、かつ協調された、適切な規制を構築するよう連携することが重要である。両協議会は、両国が他国との間において設定した二国間の金融規制協議のような枠組みを、日米間においても制度化すべきと考える。こうした取り組みは、2022年1月の日米首脳会談で設立された「日米経済政策協議委員会（経済版「2+2」）」および「日米競争力と強靭性（コア）パートナーシップ」によってもたらされる成果となりうるであろう。

金融規制・監督の見直しにあたっての熟慮

2023年3月に生じた米地銀破綻によるストレスは、特定の個別金融機関の脆弱性を浮き彫りにしたものの、世界の金融システムについては、2008年の世界金融危機以降の規制改革を通じて強靭化されていることが、7か国財務大臣・中央銀行総裁会議において再確認された。両協議会は、最近の出来事に関して、その原因と教訓を得るために継続的な分析を行う金融安定理事会（FSB）などの国際金融規制当局の取り組みを支持する。将来的な規制・監督の改善に向けた措置は、当該分析を踏まえ、対象・範囲を慎重に調整すべきである。

2. 持続可能な社会の実現

金融機関の取り組みに対する適切な評価

トランジションファイナンスは、G7 広島サミットにおいて改めて重要性が認識されるなど、その意義に対する国際的な理解が深まっている。金融機関は、トランジションファイナンス等を通じて、企業の脱炭素化に向けた取り組みを支援することが期待されている。しかしながら、現状、トランジションファイナンスを通じて積極的に脱炭素化を支援する金融機関の取り組みが、ファイナンスド・エミッションの測定と開示に関する一貫したルールの下で評価されていないという懸念がある。両国政府は、ネットゼロに向けた投融資を適切に評価する枠組みを策定すべきである。

ブレンデッドファイナンスの推進

グリーントランスフォーメーションの実現に向けて、民間投資をさらに喚起するためには、国際開発金融機関や輸出入銀行、支援プログラムなどを含む公的機関が、債務保証を含め、民間によって完全にはカバーされないリスクを引き受ける手法を通じて、ブレンデッドファイナンスの枠組みを確立することが極めて重要である。両国政府は、ブレンデッドファイナンスの推進につながる環境と法制度の整備に取り組むべきである。

報告ならびに開示

両国の金融規制当局は、サステナブルファイナンス活動、および、気候関連のリスクと機会に係る報告・開示基準を検討するために、官民対話に取り組むべきである。その目的は、投資家にとっての透明性の高い十分な情報に基づく意思決定に対するニーズと、金融機関や報告主体にとっての柔軟性を保持する必要性とのバランスが取れた、世界的に調和された報告・開示の枠組みの構築とすべきである。気候変動とサステナブルファイナンス活動の評価や影響を分析する際に不確実性や主観的解釈が内在することを踏まえれば、報告・開示に係る柔軟性は重要である。

中小企業の支援

中小企業は我々の経済の根幹をなし、雇用、納税、イノベーション、強靱性の大部分を担っている。しかしながら、地政学的なストレス、エネルギー転換、デジタルトランスフォーメーション、市場ボラティリティ、その結果としての規制の分断が生じる新たな時代において、中小企業には持続不可能な負担が生じている。両国政府は、中小企業が強靱性を高め、デジタル化や脱炭素化といった重要な投資に取り組めるようにするために、資金調達の手法とチャネルの多様化を促進することを優先すべきである。これには、ネットゼロに向けた中小企業の認識を高め、その取り組みに着手し、継続するために必要なツールを提供する、非金融的な支援も含まれるべきである。

3. 金融における国際連携の推進

グローバルサウス支援

両協議会は、グローバルサウスと呼ばれる新興諸国の金融包摂を支援する両国政府の取り組みを歓迎する。グローバル・インフラ投資パートナーシップ (PGII) や質の高いインフラ投資に関する G20 原則などの取り組みは、グローバルサウスの開発ニーズを満たすために必要である。両協議会は、これらの取り組みに民間の視点と参加が含まれていることを歓迎し、両国政府に対して、民間の意見を継続的に取り入れるよう要請する。

両協議会は、第 2 章で言及されたサステナブルファイナンスとブレンデッドファイナンスを推進する取り組みが、グローバルサウスを支援するうえで重要と考える。加えて、バーゼルⅢ資本規制の国際的な解釈と各国の規制との調整、開発銀行と金融機関の専門知識の共有、書類の効率化と契約の標準化を進めることにより、銀行による国際開発金融機関等と連携したインフラ投資への資本供給を妨げ、遅らせている重大な障壁が解消されるであろう。

両協議会は、各々の政府に対して、新興国経済における債務危機の発生を防止する措置を講じるよう要請する。債務危機は前述の取り組みの実施を遅らせ、世界中の金融市場に不安定性をもたらす。

経済安全保障

両協議会は、金融が重要インフラであり、安全かつ持続的なサービスを提供するために、官民が協力してサイバーセキュリティ等の安全性の確保に取り組む必要性を理解している。両国政府は、経済安全保障に係る制度の検討にあたり、自由な経済活動を阻害しないよう配慮しつつ、国家の安全を確保するよう、適切に連携すべきである。

さらに、両国政府は、特定の対象との取引を禁止する金融制裁の複雑さが増している状況に鑑み、制裁の効果を高めつつ、金融機関の抵触リスクを軽減するために、官民の緊密なコミュニケーションの実施を検討すべきである。

4. デジタル金融イノベーションの促進

中央銀行デジタル通貨 (CBDC)

両協議会は、両国政府および中央銀行が、金融システムへの潜在的なリスクに対処しつつイノベーションの恩恵を享受するために CBDC に係る政策を検討していることを評価する。両協議会は、両国政府に対し、実際に CBDC を発行する前に CBDC の必要性を評価するよう推奨する。その評価は、既存の決済制度に欠陥があるか、また、欠陥に対して、政府と中央銀行が発行する CBDC が民間の代替手段よりも有効に対処可能であることを明らかにすることによってなされる。

データコネクティビティ

両協議会は、両国政府が金融サービスにおけるデータコネクティビティを優先事項とし、デジタル経済における高度な規制を追求するために官民の協力を促進することを推奨する。両協議会は、「信頼性のある自由なデータ流通 (DFFT)」を実現するために、「相互運用のための制度的取り決め (IAP)」が設立されたことを歓迎し、IAP において、金融サービスに係るデータのローカライゼーションや規制面の協力といった領域に特に注意が払われるよう期待する。

イノベーション

両協議会は、デジタル金融イノベーションを促進するための規制上および運用上の問題を解消するための両国政府の継続的な努力の重要性を認識する。特に分散型金融 (DeFi)、暗号通貨、非代替性トークン (NFTs)、およびその他のデジタル資産の出現により、デジタル金融イノベーションの活用と金融システムの安定・顧客保護の両立を図るうえでは法律面の整備が重要となっている。それゆえ、両国の金融規制当局は、この分野におけるタイムリーかつ明確で統合されたガイダンスを市場参加者に継続的に提供すべきである。

AI/生成 AI

金融機関における AI の利用が拡大し続け、生成 AI に対する世界の関心は急速に高まっている。両協議会は、G7 のデジタル・技術大臣会合において、国際的な議論を通じて AI ガバナンスの相互運用と信頼できる国際的な AI 技術標準の採用を進めていくことについて合意されたことを歓迎する。両国政府は、AI の活用や付随するリスクへの対応方針に関する各種制度・ガイドラインについて、負担の重複や規制の相反によりかえってリスクが増大する事態を回避するため、AI 特有の規制が既存の金融規制を補完し、整合的となるよう、協働して検討する必要がある。また、両協議会は、両国政府が、AI の開発・活用に向けた人材開発にも注力することを推奨する。

5. 明るい未来社会の確保

個人金融資産

両協議会は、両国政府に対して、税制上のインセンティブや補助金などを通じて、十分な個人資産形成を支援する政策の枠組みを採用することを推奨する。また、保険、個人年金基金、ファイナンシャルプランニングなどを通じて、個人金融資産の形成に向けたインセンティブを高めるための官民協力を強化するよう提言する。両協議会は、岸田首相の経済政策の下、多額の個人金融資産のより効果的な投資を促す「資産所得倍増プラン」を支持する。両協議会は、日本政府が、企業年金、公的年金、確定拠出年金、個人貯蓄など、日本のあらゆる投資領域において、金融資産の配分を最適化するための戦略を検討し、実施することを推奨する。

保険

両協議会は、両国政府に対して、長期の保険商品・貯蓄商品を引き続き広く利用可能にすることを含め、保険業界が拡大する消費者の金融保護ニーズを満たせるようにすることを推奨する。規制当局に対しては、保険業界が十分な顧客保護を確保しつつ、変化する顧客ニーズを満たす、より革新的な保険商品を適切に提供するよう促すことを勧奨する。また、両協議会は、両国政府が、世界、国、地域レベルで保険会社に適切な資本基準を設定するよう提言する。

金融リテラシー

個人が自らの投資管理における能動的な役割を担うようになるにつれて、金融リテラシーの向上がより一層重要になる。両協議会は、特に社会的弱者のためのテクノロジーと金融のリテラシー向上、ならびに若者のための金融教育に関する官民協力を推奨する。

日本の国際金融センターとしての発展

現在は、日本が世界とアジアの金融センターとしての地位を再び確立するかつてない好機である。日本は、世界トップの金融センターとなるための条件を備えており、現在よりもはるかに多くの対日投資を惹きつけることができる。「Japan Weeks」と呼ばれるプロモーションイベントの開催により、外国企業への働きかけを強化する日本政府・当局の努力は高く評価されるものである。両協議会は、日本政府が、日本の「世界とアジアの国際的な金融ハブ」、「資産運用立国」をより顕著に実現する政策を実行することを要請する。当該施策には、海外の金融スペシャリストを日本に惹きつける、金融業界のテクノロジー投資を勧奨する、資産運用業界を多様化してグローバルに競争力のある人材を育成するといった施策が含まれる。両協議会は、日米の金融セクターが、これらの取り組みを後押しする役割を担い、日本の金融ビジネスの成長に貢献できると確信している。両協議会は、インド太平洋経済枠組み(IPEF)における交渉の進展を歓迎する。我々は、第3の柱(クリーン経済)が合意に至れば、特にサステナブルファイナンスにおいて、日本が国際金融センターになるための足掛かりになると期待している。

対日直接投資(FDI)の促進

両協議会は、内閣府の「海外からの人材・資金を呼び込むためのアクションプラン」を通じて対日直接投資を増加させようとする岸田首相の尽力を歓迎し、このプランの施策を迅速に実行する日本政府の取り組みを評価する。我々は、特にアジア最大のスタートアップハブの形成やビジネス環境の改善などの領域における取り組みを積極的に支持する。両協議会は、対日直接投資に関する内閣府との対話の窓口が維持されることを期待しており、アドバイスと支援を提供する準備がある。